

平成 26 年 5 月 15 日

西日本鉄道株式会社

当社社員による運転免許有効期限切れ状態での乗合バス営業運転について

昨日 5 月 14 日(水)、当社桧原自動車営業所の自動車運転士が、運転免許有効期限切れ状態であるにもかかわらず乗合バスの営業運転を行っていたことが発覚いたしました。詳細は下記の通りです。

記

当該社員	西日本鉄道(株) ^{ひばる} 桧原自動車営業所所属 自動車運転士 (男性、40 歳、経験:10 年 5 ヶ月)
概 況	当該社員は、平成 26 年 5 月 6 日(火)から 5 月 12 日(月)のうちの 5 日間、運転免許証の有効期限切れ状態であるにもかかわらず、乗合バスの営業運転を行っていたもの。 「免許証更新予定者リスト」において、当該社員の運転免許有効期限が 5 月 5 日(月)のままとなっていたため、運行管理者が当該社員に更新を確認したところ、運転免許有効期限切れ状態であることが確認された。
対 応	1. 緊急営業所長会議を開催し、事案の内容を周知する。 2. 点呼時、乗務員に免許証の提示を再徹底させ、点呼執行者と双方で確認する。 3. 運転免許有効期限 1 カ月前(誕生日)までの更新を指導・徹底する。1 カ月前(誕生日)までに更新をしていない乗務員を営業所長がチェックする。さらに、本社安全推進課が更新状況を管理する。

以 上